

『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191／市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159



国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税などの社会保険料控除として、その年の所得金額から控除できます。

控除の対象となるのは、その年の1月1日から12月31日までに支払った保険料です（過去の保険料を支払った分も含まれます）。また、家族の国民年金保険料を支払った場合、その保険料も合わせて控除の対象となります。

なお、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるた

めには、年末調整や確定申告を行う際に、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。今年中支払い分は、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

※「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った場合、郵送は行われません

お知らせ

証明書はいつ受け取れるの？

○令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に支払った人（交付済）

書面（郵送）：令和7年10月24日から11月上旬／電子データ：令和7年10月16日から10月下旬

○令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に支払った人（上記対象者を除く）

書面（郵送）：令和8年2月上旬／電子データ：令和8年1月下旬以降

令和8年度 放課後児童クラブ（なかよしクラブ）入会者を募集します

問 学校教育課 学務指導係 ☎0952-75-2227



保護者が仕事や病気などで、放課後や長期休業中に保育ができない状態にある家庭の児童を対象に募集します。

■対象者 新1年生と現1年生～5年生

■開設日・時間

- ・平　　日　（月曜～金曜）
放課後～18時（延長の場合は19時）
- ・土　　曜　8時～18時（延長なし）
- ・長期休業　8時～18時（延長の場合は19時）

■休日　日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日、災害などによる学校休校日、大雨・台風・感染症などの影響により多久市教育委員会が閉鎖と判断した日

■必要書類

- ・入会申込書
- ・就労証明書（父・母・同居または同一敷地内居住の祖父母分）

・児童票

・誓約および承諾書

※募集案内・提出書類は学校教育課、各なかよしクラブにあります。また、教育委員会ホームページからもダウンロードできます

■受付締切 令和8年1月9日（金）

■受付場所 新1年生：多久市教育委員会　学校教育課 現1年生～5年生：各なかよしクラブ (弟・妹が新1年生の場合は学校教育課まで)

■注意事項

必ず受付締切までに必要書類を提出してください。ただし、入会申込者数が定員を超えた場合は、締め切りまでに提出した場合でも、低学年を優先し、家庭内での保育の困難性が高い順に入会していただきます。

同時に令和7年度3月、令和8年度4月の春休みのみの利用者も募集しています。